

大分県報

平成二十八年
号外（六四）
四月一日

（金曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正……………

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第七十二号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の三」を「第二十一条の四」に、

「第三十一節から第三十四節まで 削除

第三十五節 削除

第三十六節 削除

第三十六節の二から第三十七節の二まで 削除

第三十八節 削除

第三十九節 削除

第三十九節の二 畜産研修センター（第百五十八条の二・第百五十八条の三）

第三十九節の三 削除

「第三十一節から第三十九節まで 削除

る。」「に改め

第三条第一項の総務部の項中

総務事務センター

を

総務事務センター

総務事務第一班、総務事務第二班

に改め、

同表の企画振興部の項中「事業計画班、事業推進班」を「事業推進班、国民文化祭準備班」に改め、同表の福祉保健部の項中「医療政策班」を「医療計画班、政策医療班」に、

健康対策課

母子保健班、健康増進班、疾病対策班、健康危機管理班

を

健康づくり支援課

管理・疾病対策班、健康寿命延伸班、母子保健班、がん・難病対策班、健康危機管理班

に、

「こども子育て支援課

家庭福祉班、こども支援班、少子化対策班、幼保連携推進班

を

「こども未来課

こども企画班、子育て支援班、幼児教育・保育班

に改

「こども・家庭支援課

家庭支援班、こども育成支援班

を

め、同表の生活環境部の項中、「自然保護・温泉班」を削り、

地球環境対策課

地球温暖化対策班、ごみゼロおおい推進班、リサイクル推進班

を

「うつくし作戦推進課

環境政策班、地球温暖化対策班、環境教育・リサイクル推進班

に、

「食の安全・安心推進班」を「食品衛生班、食の安心・食育推進班」に改め、「企画班」を削り、同表の商工労働部の項中

工業振興課

管理・環境班、工業支援班、エネルギー政策班

を

「経営創造・金融課

経営革新班、経営創造班、金融・再生支援班

を

工業振興課

管理・環境班、工業支援班、技術振興班、エネルギー政策班

に、

「労政福祉課

労政福祉班、労働相談・啓発班

を

雇用・人材育成課

能力・技能振興班、雇用・人材育成班、就業支援班

を

平成二十八年四月一日

大分県報号外（規則）

雇用労働政策課

労政福祉班、労働相談・啓発班、職業能力開発班、雇用推進班、若年者就業支援班

に改

め、同表の農林水産部の項中

「研究普及課

管理予算班、研究普及班、広域普及指導班

農山漁村・担い手支援課

農山漁村支援班、担い手・就業支援班、企業参入支援班

おおいたブランド推進課

管理予算班、消費流通班、ブランド推進班、安全農業推進班

地域農業振興課

管理予算班、地域農業班、安全農業班、普及・研究班、広域普及指導班

新規就業・経営体支援課

就業促進班、経営体育成班、企業参入支援班

農地活用・集落営農課

管理・農地班、農地集積班、集落営農班、水田政策班

おおいたブランド推進課

管理予算班、国内流通班、海外流通班、農商工連携班

「肉用牛推進班」を「流通推進班」に改め、同表の土木建築部の項中「予算管理班」を「予算管理第一班、予算管理第二班」に改め、「企画調査班、国道班、県道班、高速交通ネットワーク推進班」を「管理班、高速交通・企画班、国道班、県道班」に、

「都市計画課

管理・土地利用班、都市計画班、街路・区画整理班

「都市・まちづくり推進課

管理・土地利用班、都市計画班、街路・区画整理班、景観・まちづくり班

め、「保全計画班」の下に、「施設整備推進班」を加え、同条第二項の表の県政情報課の部の法務室の項中

「

法務班

に改め、

同表の政策企画課の部のまち・ひと・しごと創生推進室の項中

「

総合戦略班、移住定住促進班

に改め、

同表の芸術文化振興課の部の国際スポーツ誘致・推進室の項中

「

国際スポーツ誘致班、ラグビーワールドカップ推進班

に改め、

同表の観光・地域振興課の部の地域活力応援室の項中

「

地域活力班

に改め、

同部の景観・まちづくり室の項を削り、同表の医療政策課の部の薬務室の項中

「

薬務班

に改め、

同表の健康対策課の部中「健康対策課」を「健康づくり支援課」に改め、同部の国保医療室の項中「国保指導班」の下に、「国保広域化推進班」を加え、同部の次に次のように加える。

「うつくし作戦推進課

自然保護推進室

自然保護班、温泉・地域資源活用班

第三条第二項の表の商工労働企画課の部を削り、同表の農林水産企画課の部の農地農振室の項を削り、同部の工事技術管理室の項中

「

工事技術管理班

に改め、

同表の農山漁村・担い手支援課の部を削り、同表の畜産振興課の部の畜産技術室の項中「食肉鶏卵班」を「生産振興班」に改め、同表の土木建築企画課の部の公共工事入札管理室の項中

「

公共工事入札管理班

に改め、

同表の建設政策課の部の工事検査室の項中

「
を
工事検査第一班、工事検査第二班
」
に改め

第四条第六項の表の産業廃棄物対策監の項を次のように改める。

防災危機対策監	防災危機管理課	上司の命を受け、防災及び危機事案対策に関する業務を処理する。
---------	---------	--------------------------------

第四条第六項の表の情報政策監の項中「及び地域の情報化」を「地域の情報化及び電子自治体」に改め、同表の販路対策監の項の次に次のように加える。

雇用労働政策監	雇用労働政策課	上司の命を受け、雇用政策及び労働政策の推進に関する業務を処理する。
---------	---------	-----------------------------------

第四条第六項の表の構造改革企画監の項の次に次のように加える。

農地活用推進監	農地活用・集落営農課	上司の命を受け、農地の有効活用に関する業務を処理する。
---------	------------	-----------------------------

第四条第六項の表のポートセールス推進監の項の次に次のように加える。

景観・まちづくり推進監	都市・まちづくり推進課	上司の命を受け、景観行政の推進に関する事務及び関係機関との連絡調整業務を処理する。
施設整備推進監	施設整備課	上司の命を受け、大規模施設の整備に関する事務及び関係機関との連絡調整業務を処理する。

第六条中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「制度」の下に「及び」を加え、同条中同号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公の施設の総括に関すること

第十六条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。
第十七条第十二号中「及び景観・まちづくり室」を削る。
第十八条第十号中「健康対策課」を「健康づくり支援課」に改める。

第十九条中第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
十八 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の施行（高齢者福祉課の所掌に係る事項を除く。）に関すること
第十九条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること

二十条（見出しを含む。）中「健康対策課」を「健康づくり支援課」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十号中「（医療政策課の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同条中同号を第十九号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条中第十六号を第十七号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行（医療政策課の所掌に係る事項を除く。）に関すること

第二十一条の二を次のように改める。

（こども未来課の分掌事務）

第二十一条の二 このも未来課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童福祉法の施行（健康づくり支援課、こども・家庭支援課及び障害福祉課の所掌に係る事項を除く。）に関すること
- 二 社会福祉法の施行に関する事務のうち、社会福祉法人（児童福祉法に規定する事業（こども・家庭支援課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。）を実施するものに限る。）に関すること
- 三 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関すること
- 四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関すること
- 五 その他児童福祉（こども・家庭支援課の所掌に係る事項を除く。）に関すること
- 六 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の施行に関すること
- 七 次世代育成支援施策の推進に係る企画調整に関すること
- 八 不妊治療費助成事業等に関すること
- 九 こども医療費助成事業に関すること
- 十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関すること
- 十一 私立幼稚園に関すること

第二十一条の三第三号中「健康対策課」を「健康づくり支援課」に改め、同条中第十五号を第十七号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成二十八年大分県条例第十五号）の施行に関する事

第二十一条の三中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）の施行に関する事
第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（こども・家庭支援課の分掌事務）

第二十一条の三 こども・家庭支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童福祉法の施行（健康づくり支援課、こども未来課及び障害福祉課の所掌に係る事項を除く。）に関する事

二 社会福祉法の施行に関する事務のうち、社会福祉法人（児童福祉法に規定する事業）（こども未来課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。）を実施するものに限る。）に関する事

三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の施行に関する事

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）の施行（特別障害者手当等の支給に係る事項を除く。）に関する事

五 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関する事

六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の施行に関する事

七 児童相談所、児童一時保護所、児童自立支援施設、婦人相談所、婦人一時保護所及び婦人保護施設に関する事

八 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関する事

九 その他児童福祉（こども未来課の所掌に係る事項を除く。）並びに母子、父子及び寡婦福祉に関する事

十 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）の施行に関する事

十一 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の施行に関する事

第二十二条中第十号から第二十二号までを削り、第二十三号を第十号とし、第二十四号か

ら第三十二号までを十三号ずつ繰り上げる。

第二十二条の二（見出しを含む。）中「地球環境対策課」を「うつくし作戦推進課」に改め、同条第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号を削り、第七号を第九号とし、第五号及び第六号を削り、第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号を削り、同条に第一号から第五号までとして次のように加える。

一 環境政策に関する事

二 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の施行（環境保全課の所掌に係る事項を除く。）に関する事

三 大分県環境基本条例（平成十一年大分県条例第三十二号）の施行（環境保全課及び廃棄物対策課の所掌に係る事項を除く。）に関する事

四 おおいたうつくし作戦に関する事

五 市町村環境保全行政の連絡調整に関する事

第二十二条の二に次の二号を加える。

二十 自然保護推進室の庶務に関する事

二十一 その他環境保全に関する事

第二十三条の二に次の二号を加える。

四 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）の施行に関する事

五 大分県いじめ問題調査委員会条例（平成二十八年大分県条例第十九号）の施行に関する事

第二十三条の三第二号を次のように改める。

二 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）及び大分県食育推進条例（平成二十七年大分県条例第五十号）の施行その他の食育の総合的な推進に関する事

第二十三条の三第五号中「健康対策課及びおおいたブランド推進課」を「健康づくり支援課及び地域農業振興課」に改め、同条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とする。

第二十三条の四第四号中「地球環境対策課」を「うつくし作戦推進課」に改め、同条中第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）の施行に関する事

第二十四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とする。

第二十六条及び第二十七条を削り、第二十五条の二を第二十七条とする。

第二十五条中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加え、同条を第二十六条とする。

十 観光産業の振興に関する事

第二十四条の三を第二十五条とする。

第二十四条の二第一号中「(平成十一年法律第十八号)」を削り、同条中第二十三号を第二十四号とし、第九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加え、同条を第二十四条の三とする。

九 農商工連携に関する事(農林水産部の所掌に係る事項を除く。)

第二十四条の次に次の一条を加える。

(経営創造・金融課の分掌事務)

第二十四条の二 経営創造・金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の経営支援に関する事

二 中小企業の経営安定に係る情報の収集・分析に関する事

三 中小企業支援法の施行に関する事務のうち、中小企業の経営方法に関する経営診断及び助言に関する事

四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の施行に関する事務のうち、創業及び経営革新に関する事

五 ベンチャー企業の創出・育成に関する事

六 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の施行に関する事

七 クリエイティブ産業の創出に関する事

八 中小企業の金融に関する事

九 中小企業高度化資金に関する事

十 小規模企業者等設備導入資金に関する事

十一 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の施行に関する事

十二 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の施行に関する事

第二十八条を次のように改める。

(雇用労働政策課の分掌事務)

第二十八条 雇用労働政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働組合の組織及び運営に関する事

二 労働教育に関する事

三 労働協約の締結及び運用に関する事

四 労働争議の予防及び処理においての協力に関する事

五 労働者の福祉向上及び文化活動の促進に関する事

六 労働情勢の調査及び統計に関する事

七 労政・相談情報センターに関する事

八 公共における職業能力の開発に関する事

九 事業主等が行う職業能力開発の促進及び指導に関する事

十 技能検定及び技能の振興に関する事

十一 職業訓練指導員の免許に関する事

十二 県立工科短期大学校、高等技術専門校及び竹工芸訓練センターに関する事

十三 雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)の施行に関する事

十四 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の施行に関する事

十五 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の施行に関する事

十六 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の施行に関する事

十七 介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の施行に関する事

十八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の施行に関する事

十九 大分労働局との連絡調整に関する事

二十 その他労働行政及び雇用の推進に関する事

第二十九条第十四号中「農地農振室及び」を削る。

第二十九条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

(地域農業振興課の分掌事務)

第三十条 地域農業振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産部に係る試験研究の企画調整及び管理に関する事

二 農業技術の改良普及及び普及指導員の研修に関する事

三 農業経営及び農村生活の改善に関する事

四 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第八条第二項各号に掲げる普及活動に関する事(おおいたブランド推進課及び園芸振興室の所掌に係るものを除く。)

- 五 農業改良助長法第十二条第二項各号に掲げる普及活動に関すること
- 六 農林水産研究指導センター及び農業改良助長法第十二条第一項に規定する普及指導センターに関する事
- 七 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八十七条第二項各号に掲げる林業普及指導活動に関すること（広域普及指導員に限り、林産振興室の所掌に係る事項を除く。）
- 八 農業振興運動に関すること
- 九 大分農業文化公園に関すること
- 十 全国農林水産祭に関する事
- 十一 農山漁村地域におけるむらづくりに関すること（農地活用・集落営農課の所掌に係る事項を除く。）
- 十二 中山間地域等直接支払事業に関すること
- 十三 市町村農業公社の育成指導に関する事
- 十四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する事
- 十五 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の施行に関する事
- 十六 離島漁業再生支援交付金事業に関する事
- 十七 農業経営構造対策事業及び農業経営構造対策推進事業に関する事
- 十八 山村等振興対策事業に関する事
- 十九 食品表示法の施行に関する事務のうち、原材料、原産地その他の食品の品質に関する表示に関すること
- 二十 地産地消の推進に関する事
- 二十一 食品のリサイクルに関する事
- 二十二 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の施行に関する事（おおいたブランド推進課の所掌に係る事項を除く。）
- 二十三 環境保全型農業の推進に関する事
- 二十四 農業機械に関する事
- 二十五 植物防疫及び農産物の病害虫防除に関する事
- 二十六 農薬及び肥料の取締りに関すること
- 二十七 土壌汚染に関する事
- 二十八 農業用生産資材に関する事
- 二十九 新規就業・経営体支援課の庶務に関する事

- （新規就業・経営体支援課の分掌事務）
- 第三十一条 新規就業・経営体支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 農業分野への企業参入に関する事
 - 二 農林水産業の担い手対策に関する事（農地活用・集落営農課、林務管理課及び水産振興課の所掌に係る事項を除く。）
 - 三 農林水産業の担い手対策（企業参入を含む。）の調整に関する事
 - 四 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関する事（農地活用・集落営農課の所掌に係る事項を除く。）
 - 五 農村青年の海外派遣に関する事
 - 六 農村青年組織の育成指導に関する事
 - 七 農業生産組織に関する事
 - 八 県立農業大学校に関する事
- 第三十一条の次に次の一条を加える。
- （農地活用・集落営農課の分掌事務）
- 第三十一条の二 農地活用・集落営農課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 農業振興地域の整備に関する事
 - 二 広域営農団地整備計画に関する事
 - 三 農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会に関する事
 - 四 農業者年金に関する事
 - 五 農村地域工業等導入に関する事
 - 六 農地関係の調整に関する事
 - 七 自作農創設特別措置に係る債権の管理及び歳入の徴収等に関する事
 - 八 公益社団法人大分県農業農村振興公社に関する事
 - 九 遊休農地対策に関する事
 - 十 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務のうち、農地売買等事業等及び農地利用集積に関する事
 - 十一 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）の施行に関する事
 - 十二 その他農地集積・集約化に関する事
 - 十三 人・農地プランに関する事
 - 十四 水田農業の振興に関する事
 - 十五 水田農業の担い手対策に関する事（新規就業・経営体支援課の所掌に係る事項を

除く。)

十六 米政策改革の推進に関すること

十七 経営所得安定対策等に関すること

十八 集落営農の推進に関すること

十九 集落営農組織の経営力向上支援に関すること

二十 米、麦類、豆類、雑穀の生産及び加工対策に関すること

二十一 主要農作物の種子対策に関すること

二十二 米、麦、大豆の流通及び消費拡大に関すること

二十三 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)の施行に関すること

第三十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、同条第八号中「(平成

二十二年法律第六十七号)」を削り、「施行」を「うち六次産業化」に改め、同条中同号を

第六号とし、第九号を第七号とし、同条第十号中「食品産業等」を「農商工連携のうち食品

産業等」に、「連携」を「連携した産地づくり」に改め、同条中同号を第八号とし、第十一

号から第十七号までを削り、同条第十八号中「第十二条第二項各号」を「第八条第二項各

号」に改め、「(東京地区・大阪地区・福岡地区)」及び「(普及指導員に限る。)」を削

り、同号を同条第九号とし、同条第十九号中「(普及指導員に限る。)」を削り、同条中同

号を第十号とし、第二十号を第十一号とし、第二十一号を第十二号とする。

第三十三条第二号中「(牛肉に限る。)」の生産、加工及び流通」を「の流通」に改め、同

条第九号中「及び畜産研修センター」を削る。

第三十四条第十号中「農地・水・環境保全向上対策」を「多面的機能支払交付金」に改め

る。

第三十五条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号と

し、第十号の次に次の一号を加える。

十一 森林法第八十七号第二項各号に掲げる林業普及指導活動に関すること(おおいた

ブランド推進課及び林産振興室の所掌に係る事項を除く。)

第四十三条(見出しを含む。)中「都市計画課」を「都市・まちづくり推進課」に改め、

同条第十号中「事務のうち、街路・土地区画整理に関する」を削り、同条に次の四号を加え

る。

十五 市街地再開発事業及びまちづくり関連事業に関すること

十六 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の施行に関する事務のうち、建築協定

の認可に関すること

十七 景観法(平成十六年法律第一百十号)の施行に関すること

十八 その他景観形成(他の課室の所掌に係る事項を除く。)に関すること

第四十三条の四第二号中「(昭和二十五年法律第二百一号)」を削り、「景観・まちづく

り室」を「都市・まちづくり推進課」に改める。

第四十四条の四中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ

繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十 民間資金等の活用による公共施設の整備等に関すること

第四十四条の五中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 大分県行政不服審査会に関すること

第四十四条の六を次のように改める。

(まち・ひと・しごと創生推進室の分掌事務)

第四十四条の六 まち・ひと・しごと創生推進室においては、次に掲げる事務をつかさど

る。

一 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第三百三十六号)の施行に関すること

二 移住定住(U・I・J・ターン)促進の総合企画及び連絡調整に関すること

三 ふるさとおおいた応援寄附制度の総合的な推進に関すること

第四十四条の十九を削り、第四十四条の十八第七号を次のように改め、同条を第四十四条

の十九とする。

七 農業改良助長法第八号第二項各号に掲げる普及活動のうち、戦略品目(白ねぎ・こね

ぎ・トマト・ピーマン)にら・高糖度かんしょ・キク・スイートピーに限る。)に関す

ること

第四十四条の十六及び第四十四条の十七を削り、第四十四条の十五を第四十四条の十八と

し、第四十四条の十三及び第四十四条の十四を削り、第四十四条の十二を第四十四条の十七

とし、第四十四条の十一を削り、第四十四条の十を第四十四条の十六とし、第四十四条の九

の三を第四十四条の十五とし、第四十四条の九の二を第四十四条の十三とし、同条の次に次

の一条を加える。

(自然保護推進室の事務分掌)

第四十四条の十四 自然保護推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生物多様性に関すること

二 自然保護に関すること

三 自然公園に関すること

四 希少野生動植物の保護に関すること

五 外来生物対策に関すること

六 名勝耶馬溪の管理に關すること

八 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)の施行に關すること

九 ジオパークの推進に關すること

十 ユネスコエコパークの推進に關すること

第四十四条の九を第四十四条の十二とし、第四十四条の八を第四十四条の十一とし、第四十四条の七の五を第四十四条の十とし、第四十四条の七の四を削る。

第四十四条の七の三中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同条を第四十四条の九とし、第四十四条の七の二を第四十四条の八とする。

第四十四条の二十第三号を次のように改める。

三 畜産物の生産及び加工に關すること

第四十七条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十四条第一項の表の大分県東部振興局の部及び大分県中部振興局の部中「農政班、集落・水田班」を「企画・農政班、集落營農・水田班」に、「企画・流通班」を「企画・経営体班」に改め、同表の大分県南部振興局の部中「農政・水田班」を「企画・農政・集落班」に、「企画・流通・畜産班」を「企画・経営体・畜産班」に改め、同表の大分県豊肥振興局の部中「農政班、集落・水田第一班、集落・水田第二班」を「企画・農政班、集落營農・水田第一班、集落營農・水田第二班」に、「企画・流通班」を「企画・経営体班」に改め、「大野川上流營農改善班」を削り、同表の大分県西部振興局の部中「農政班、集落・水田班」を「企画・農政班、集落營農・水田班」に、「企画・流通班」を「企画・経営体班」に改め、同表の大分県北部振興局の部中「農政班、集落・水田第一班、集落・水田第二班」を「企画・農政班、集落營農・水田第一班、集落營農・水田第二班」に、「企画・流通班」を「企画・経営体班」に、「治山林道班」を「治山林道第一班、治山林道第二班」に改め、同表の第二項中「集落・水田班」を「集落營農・水田班」に、「農政・水田班」を「企画・農政・集落班」に、「集落・水田第一班及び集落・水田第二班」を「集落營農・水田第一班及び集落營農・水田第二班」に、「企画・流通班」を「企画・経営体班」に、「企画・流通・畜産班、野菜・果樹・花き班及び大野川上流營農改善班」を「企画・経営体・畜産班及び野菜・果樹・花き班」に改める。

第五十五条第四項中「及び水利整備班」を、「水利整備班及び營農改善班」に改める。
第九十七条の表の検査課の項中「検査第二班」の下に、「検査第三班」を加える。
第一百六条中「機械・金属担当」を「機械担当、金属担当」に改める。

第二百二十条中「職業能力開発促進法」の下に、「(昭和四十四年法律第六十四号)」を加え、「第十五条の六第四項」を「第十五条の七第四項」に改める。

第三百三十四条中「行なう」を「行う」に改める。

第三百三十五条の二中「教務・学生課」を「総務・学生課、教務課」に改める。

第三十一節から第三十九節までを次のように改める。

第三十一節から第三十九節まで 削除

第三百三十七条から第百五十八条まで 削除

第三十九節の二及び第三十九節の三を削る。

第百八十六条の表の国東土木事務所の部の管理保全課の項中「管理・保全課」を「建設・保全課」に改め、「保全班」の下に、「企画・道路班、河港砂防班」を加え、同部の建設課の項を削り、同表の大分土木事務所の部の道路課の項中「改良班」を「改良第一班、改良第二班」に改める。

別表の総務部の部の県政情報課の款の大分県情報公開・個人情報保護審査会の項第一号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同項第二号中「第四条ただし書、第六条第一項第五号、」を「第四条第二号、第六条第一項第六号及び」に、「及び」を「並びに」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四号中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改め、同部の県政情報課法務室の款に次のように加える。

大分県行政不服審査会	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第四十三条第一項の規定により諮問された事項に対する答申その他同法によりその権限に属せられた事項に關すること。
------------	--

別表の企画振興部の部の観光・地域振興課景観・まちづくり室の款を削り、同表の福祉保健部の部中「健康対策課」を「健康づくり支援課」に、「こども子育て支援課」を「こども未来課」に改め、同表の障害福祉課の款の大分県障害者施策推進協議会の項中

障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二十七条第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に關する必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること	一 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第一項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に關する必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査
---	---

改め、同表の生活環境部の部の生活環境企画課の款の大分県環境審議会の項を削り、同款の次に次のように加える。

二 審議等を行うこと
二 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例第二十一条第二項の規定によりあつせんを行うこと

うつくし作戦推進課	大分県環境審議会	環境基本法第四十三条第一項の規定による基本的事項、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第二項の規定による温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定並びに大分県立自然公園条例（昭和三十三年大分県条例第七十四号）及び大分県環境緑化条例（昭和四十八年大分県条例第十九号）の規定により権限に属させられた事項並びに自然環境の保全に関する重要事項の調査審議等に関すること
-----------	----------	---

別表の生活環境部の部の私学振興・青少年課の款に次のように加える。

大分県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定に基づき、知事の諮問に応じ、同法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査審議して、その結果を知事に答申すること
---------------	---

別表の生活環境部の部の食品安全・衛生課の款に次のように加える。

大分県食育推進会議	大分県食育推進条例第十九条第二項に規定する食育推進計画の作成とその実施の推進に関する事項を審議すること
-----------	---

別表の商工労働部の部の雇用・人材育成課の款中「雇用・人材育成課」を「雇用労働政策課」に改め、同表の土木建築部の部の都市計画課の款中「都市計画課」を「都市・まちづくり推進課」に改め、同款の大分県開発審査会の項中「第五十条第一項」を「第五十条第一項

平成二十八年四月一日

前段」に改め、同款に次のように加える。

大分県沿道景観保全審議会	大分県沿道の景観保全等に関する条例（昭和六十六年大分県条例第十三号）第十六条の規定による沿道の景観保全等に関する重要事項の調査審議及び知事に対する建議に関すること
--------------	---

別表の土木建築部の部の建築住宅課の款の大分県建築審査会の項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「対する異議申立の裁定」を「ついでに審査請求に対する裁決」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 技能労働職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十三年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「農業大学校及び畜産研修センター」を「及び農業大学校」に改める。

3 大分県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和四十年大分県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第五十号様式中「こども福祉課」を「こども・家庭福祉課」に改める。

4 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「こども福祉課」を「こども・家庭福祉課」に、「健康対策課」を「福祉課」に改める。

5 貸金業法施行細則（昭和五十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「商工労働企画課経営金融支援室」を「経営創造・金融課」に改める。

6 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可の申請手続等に関する規則（昭和三十六年大分県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「設計課」を「設計・計画課」に改める。

7 大分県屋外広告物条例施行規則（昭和三十三年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

大分県報号外（規則）

第十二条の九第一項中「都市計画課」を「都市・まちづくり推進課」に改める。

8 都市計画法による建築等の許可の申請の手續等に関する規則（昭和四十五年大分県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（その一）及び（その二）中「都市計画課」を「都市・まちづくり推進課」に改める。

9 大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則（昭和五十年大分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画課」を「都市・まちづくり推進課」に改める。

10 大分県が施行する土地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書類の送付に代わる公告に関する規則（昭和五十年大分県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号までの規定中「都市計画課」を「都市・まちづくり推進課」に改める。

第二号様式及び第四号様式中「都市計画課」を「都市・まちづくり推進課」に改める。